

鉄道系博物館についての実態調査と類型化の研究

日本大学 学生員 ○松葉直博
日本大学 正会員 伊東孝

1. はじめに

現在、日本には約 4000 以上の博物館があるといわれる。その博物館は総合、歴史、美術、自然史、理工系といった、取り扱う分野別に分類することができる。その中で理工系と判断できる博物館は、全体の 7% 程度と、理系分野が見直される中、あまりにも少ない。

上記のデータは日本博物館協会の発行している『全国博物館総覧』を基にしたものである。では、『全国博物館総覧』にこだわらずに探すとどうなるのか？

ここでは理工系の中でも比較的わかりやすく、数の多い鉄道分野に絞り、実態調査を行うとともに鉄道系博物館の新類型を提案する。

2. 研究方法

まず『全国博物館総覧』にはこだわらず、「鉄道」のジャンルから博物館リストを作成。次に現状・実態を把握するための分析調査項目を、書籍・文献、ネット、実体験の両面から検討する。分析調査項目の確定後、リスト化された博物館を調査し、類型化、現状把握を行う。

3. 調査中の問題点

「鉄道」のジャンル、切り口から博物館を探した結果、(『全国博物館総覧』による)「博物館」より約 10 倍の博物館がリストアップされた。

「鉄 道→博物館」 188 館

「博物館→鉄 道」 18 館

以上から、鉄道系の博物館を探す場合、「博物館」というジャンルから探すより、「鉄道」のジャンルから探した方が、はるかに効率のよいことがわかった。しかし、188 館の分析・調査を進める上で問題が生じた。

3-1. 「博物館法上の定義にあてはまらない」

日本では、博物館法（1951 年制定）において、博

物館は次のように定義されている。

＜第2条 …「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ）し、展示して教育の配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーションに資するため必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関＞

188 館の中には、明かにこの定義にあてはまらないものが含まれる。では具体的に定義のどの辺りがあてはまらないのか。わかりやすくするため、定義を以下の 6 項目に分ける。

- ①博物館は資料を収集する ④博物館は資料を調査研究する
- ② " 保管する ⑤博物館は③の下に教育する
- ③ " 展示する ⑥レクリエーションに資する

188 館の中には、④～⑥項目にあてはまらないものが含まれるというのが問題である。①～③の項目については、188 すべての館が①～③いずれか、またはすべてを満たす形で、あてはまる結果となっている。

また博物館には、いくつかの分類方法があり、定義があてはまらないことによって、博物館法を基準にした分類（登録、相当、類似）は適用できない。

3-2. 実態調査と類型化の検討

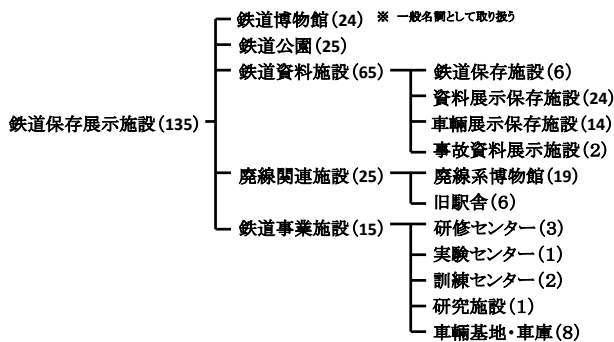
3-1 の問題点より、今回見出し出した「博物館」とされる施設は何であるのか。また、これらにはどのような施設が含まれるのか。なぜこのような結果になったのか、などさまざまな疑問が生じる。そこで、188 の施設の実態を明かにするとともに、鉄道系博物館特有の分類方法を検討する。

4. 分析調査項目

実態調査、新類型を検討をするため、分析調査項目は、書籍・文献、ネット、実体験の両面から検討した結果、図-1 の 20 項目を選定し、大きく「地域の特色」「展示内容」「施設関連」「広報・宣伝」「その他」の 5 分野に分けた。

1：地域の特徴	都道府県別の廃線数と施設数の関係 設置・管理・運営形態 対象地域及び範囲
2：展示内容	展示内容の種類分け 鉄道関連資料の度合 博物館の機能 イベント・催し物
3：施設関連	入館料・入園料・入場料 開館状態 施設の規模 売店等の販売物 展示・保管場所 施設の併設状況
4：広報・宣伝	博物館法による分類 参考資料別記載数 ホームページ分析
5：その他	施設名称分析 設立年数 学芸員の有無 科学博物館協議加盟館園

図一 1 鉄道系博物館の分析項目



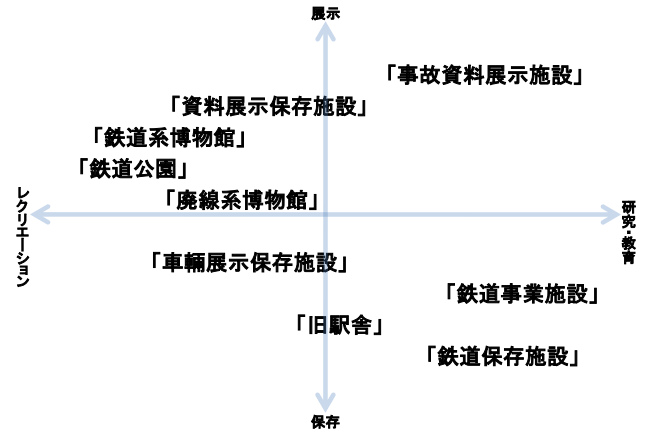
図一 2 鉄道保存展示施設類型図

5. 鉄道系博物館の実態・類型化

検討結果より、鉄道系博物館の類型化は図一 2 のようになった。ここでは鉄道系博物館の上位項目として「鉄道保存展示施設」という用語を用いる。この用語は、ネット上では使用されている。なお分類に際しては、188 施設のうち、類型化を明確にするため、展示内容が鉄道メインとなっている 135 施設を対象としている。() 内の数字は施設の内訳である。図一 2 から鉄道系博物館とされていた施設の実態がよくわかる。

鉄道関連資料を保存あるいは展示という形で収集している施設「鉄道資料施設」が半分以上を占め、博物館とはほど遠い「鉄道事業施設」なども含まれる。また「鉄道公園」には、青梅鉄道公園記念館や碓氷峠鉄道文化村など「鉄道博物館」と判断できるものも含む。「廃線系博物館」「資料展示保存施設」は「鉄道博物館」とは判断できないが、3-1 で示した定義①～③を十分に満たす施設で構成されている。

次に分類された項目を、横軸に「教育—レクリエーション」縦軸に「展示—保存」としたグラフを図一 3 に示す。この図から各項目の主な機能が何であ



るか判断でき、鉄道系博物館と判断できるもの、またそれに限りなく近いもの 4 つ(鉄道博物館、鉄道公園、廃線系博物館、資料展示保存施設)がすべて第二象限辺りに集まる結果となった。

6. 調査結果からの考察

今回、『全国博物館総覧』の約 10 倍以上もの鉄道系博物館とされる施設が見つかった。しかし、その実態のほとんどが鉄道系の博物館とすることができなかった。その一番の理由として考えられるのは「博物館定義」のあいまいさである。

3-1 で示した定義の中で、①②③であるならば今回の施設はほぼ該当し、④⑤⑥は大多数が該当しない。では①②③の共通点は何か、それは世間に知られている最も有名な博物館の定義であると考えられる。つまり鉄道分野において①②③を満たせば博物館とみなす傾向がある。これは今回の施設の母集団「鉄道保存展示施設」という用語からも判断できる。この用語には「保存」と「展示」の二つの単語が含まれ、鉄道分野において博物館の定義・機能・役割の代表的なイメージは、何であるのかが示されているといえる。

もう一つの理由として考えられるのが、鉄道系博物館に訪れる来館者は、定義④の「調査研究」を自ら行い、博物館側にそれを求めていることである。これは鉄道分野の独特の特徴であると考えられる。

7. 終わりに

今回の研究では、鉄道分野の博物館を探す際は、「博物館」からよりも「鉄道」ジャンルから探す方が、多くの鉄道系博物館、または博物館に近い施設が見つかることがわかった。